

# 法教育に弁護士を活用してみませんか？

岡山弁護士会所属の弁護士が出張授業をします。

## 弁護士が教室にうかがいます！

岡山弁護士会では、小学校・中学校・高校および特別支援学校に対し弁護士の講師を派遣し、法教育授業を実施していますので、ぜひご活用ください！

授業メニューは、①主権者教育、②消費者教育、③キャリア教育（弁護士の仕事）、④ワークルール教育、⑤いじめ予防授業です。

双方向授業を想定していますので、クラスごとに弁護士を派遣する形での実施が基本となります。特にご希望があれば、体育館等での講演形式にも対応します。また、オンラインでの実施についてはご相談ください。

### ※ 費用について

1クラス当たり、1万円+交通費（当会基準）です。

ただし、費用のお支払が難しい場合は、岡山弁護士会の負担にて派遣可能です。弁護士会負担での実施には年間上限がありますので、お早めにお申込ください。

## 法教育とは？

法教育は、法や司法制度の基礎にある考え方を理解し、法的なものの見方や考え方を身につけてもらうことを目的とする教育です。

2020年度より順次実施されている新学習指導要領では、「社会に開かれた教育課程」という理念の下、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、ものごとの見方・考え方を育む教育を目指すこととされ、高校においては新科目「公共」が設置されるなど、これまで以上に法教育の充実が望まれています。



ご質問は下記照会先にお問合せください。なお、お申込みは裏面の「弁護士出張授業申込書」をご利用ください。

### ★派遣対象

岡山県内の小学校・中学校・高校および特別支援学校

### ★内容

- ①主権者教育
- ②消費者教育
- ③キャリア教育（弁護士の仕事）
- ④ワークルール教育
- ⑤いじめ予防授業

### ★対象学年

小学校：5、6年生(上記⑤)  
中学校：2年生(上記③)  
3年生(上記①～④)  
高校：全学年(上記①～④)  
特別支援学校：中学部3年生  
および高等部(上記①～④)

### ★方式

基本：クラスごとの授業  
(講演方式も可能です)

時間：1～2コマ

(1コマ45～60分目安)

### ★費用

1クラス当たり  
1万円+交通費（当会基準）  
※お支払が難しい場合は、  
当会負担による実施も可  
(ただし年間上限あり)

